

「ちばぎんひまわり宣言」利用規定

「ちばぎんひまわり宣言」（以下「本サービス」といいます。）は、お客さまの各種お取引項目数を算定することにより、一定条件を満たす場合に、手数料割引等の特典をお受けになれるサービスをいいます。

1. <対象>

個人の方を対象とします。

（個人事業主・非居住者・任意団体は対象外とさせていただきます。）

2. <お取引項目>

（1）対象となる「お取引項目」は、次のとおりとします。

お取引項目
①インターネットバンキングのご契約
②当行発行のクレジットカードまたはデビットカードのご契約
③当行発行のクレジットカードまたはデビットカードのご利用額が年間 30 万円以上
④給与振込または公的年金の自動受取
⑤円預金、外貨預金、投資信託、公共債の月末残高が合計で 30 万円以上
⑥当行所定の住宅ローンまたは目的別ローンのお借入
⑦当行所定のカードローンのご契約

（2）各お取引項目は次のとおりとします。

①インターネットバンキングのご契約

「ちばぎんマイアクセス」の代表口座を、本サービスへのお申込みの際にご指定のあった当行本支店、出張所等（以下「サービス申込店」といいます。）にお持ちであり、かつ、サービス申込店でインターネットバンキングのご契約があること。

②当行発行のクレジットカードまたはデビットカードのご契約

次のいずれかに該当すること。

A. 当行発行のクレジットカード（ちばぎんスーパーカード、JCB CARD EXTAGE、JCB GOLD EXTAGE、JCB ザ・クラス、2023年10月1日付でちばぎんジェーシービーカード株式会社から当行に移管された個人向けちばぎんJCBカード（引落口座が当行預金口座であるもの）等）のご契約があること。

B. デビットカード（スーパーカード<デビット>またはTSUBASAちばぎんVisaデビット）のご契約があること。

③当行発行のクレジットカードまたはデビットカードのご利用額が年間 30 万円以上

当行発行のクレジットカードまたはデビットカードのご契約があり、下記の期間に 30 万円以上ご利用があること。

A. クレジットカード（JCB）の場合 判定期間：「有効期限月の翌月 10 日ご請求分」～「翌年の有効期限月の 10 日ご請求分」→適用期間：上記判定期間翌年の有効期限月の翌々月の 1 日から 1 年間

- B. クレジットカード（DC）の場合 判定期間：「有効期限月の翌々月 10 日ご請求分」～「翌年の有効期限月の翌月 10 日ご請求分」→適用期間：上記判定期間翌年の有効期限月の 3 ヶ月後の 1 日から 1 年間
- C. スーパーカード<デビット>の場合 判定期間：「有効期限月の前月 16 日」～「翌年の有効期限月の前月 15 日」のご利用分（ただし、ご利用店舗等の都合により翌年度の集計に含まれる場合があります。）→適用期間：上記判定期間翌年の有効期限月の翌々月の 1 日から 1 年間
- D. T S U B A S A ちばぎん V i s a デビットの場合 判定期間：有効期限にかかわらず 1 月～12 月のご利用分※（ただし、ご利用店舗等の都合により翌年度の集計に含まれる場合があります。）→適用期間：上記判定期間の翌年 4 月 1 日から翌々年 3 月 31 日の 1 年間

※入会初年度は入会月～翌年 12 月のご利用分

④給与振込または公的年金の自動受取

次に定める「給与振込」または「公的年金の自動受取」のいずれか一方のお取引があること。

- A. 「給与振込」とは、「給与振込」として発信された振込または 3 ヶ月連続かつ 10 万円以上の振込をサービス申込店の預金口座で受取られていること。
- B. 「公的年金の自動受取」とは、公的年金（国民年金・厚生年金等）として発信された振込をサービス申込店の預金口座で自動受取されていること。

⑤円預金、外貨預金、投資信託、公共債の月末残高が合計で 30 万円以上

サービス申込店における円貨預金（当座・普通・決済用普通・通知・貯蓄・納税準備・定期・積立定期等）および外貨預金（普通・定期等）の月末時点の残高と、投資信託の月末時点の評価額と、公共債の月末時点の保護預り残高の合計とします。なお、外貨預金の残高については、当行所定の方法により円換算のうえ算定します。

⑥当行所定の住宅ローンまたは目的別ローンのお借入

次のいずれかに該当すること。

- A. 当行所定の住宅ローン（ベストチョイス 21、すまい・るパッケージ、無担保住宅ローン等）をサービス申込店でご利用されていること。ただし、ちばぎん長期固定金利型住宅ローン（住宅金融支援機構買取型）を除く。
- B. 当行所定のフリーローン、マイカーローン、住まいのリフォームローン、スーパー教育ローン（証書貸付方式）、社員ローンのいずれかをサービス申込店でご利用されていること、またはスーパー教育ローン（当座貸越方式）をサービス申込店でご利用されており、かつ月末残高があること。

⑦当行所定のカードローンのご契約

当行所定のカードローン（ちばぎん保証（株）保証付カードローン、（株）ジャックス保証付カードローン、エム・ユー信用保証（株）保証付カードローン等）をサービス申込店でご利用されていること。ただし、当行発行クレジットカード付帯のカードローンを除く。また、新規取組を中止したもの等、一部のカードローンを除く。

3. <お取引項目数の算定>

- (1) お取引項目数は、サービス申込店単位で算定するものとします。
- (2) 当行本支店間のお取引項目数は合算いたしません。
- (3) お取引項目数は、当行所定の時期に、当行がお取引項目数の対象であると判定したものを算定します。また、お取引項目数に変動があった場合においても、当行から個別にお知らせはいたしません。
- (4) 同一のお取引項目内に重複したお取引がある場合でも、当該項目数の合算はいたしません。
- (5) お取引項目数は、当該お取引項目がなくなったと当行が判断した時点で、自動的に算定されなくなります。
- (6) お取引の移管があった場合、お取引項目数の算定ができない場合があります。

4. <お取引項目数以外の特典条件>

- (1) 25歳未満のお客さま、当行発行のゴールドカード等をお持ちのお客さま、インターネット支店でローンのお借入があるお客さま、本サービス開始時点で当行発行クレジットカードへの入会后1年以内のお客さま等は、お取引項目数によりお受けになれる特典より多くの特典をお受けになれることがあります。特典の内容については店頭等にてお知らせします。
- (2) 本サービスへのお申込み後2か月間、初回特典として、手数料割引等の特典をお受けになれます。ただし、過去に本サービスのご利用があった場合は対象外となります。

5. <特典>

- (1) 特典の提供は、ご本人さまに対して、サービス申込店単位で行うこととします。
- (2) 本サービスにより提供する特典の内容やお客さまが特典を受けのために必要な項目数の条件、および提供時期・方法については、サービス申込店の店頭等にてお知らせします。
- (3) 次に定める場合には、一部の特典が受けられないことがあります。
 - ①氏名や住所等届出事項に変更があったにもかかわらず、必要な変更手続きが行われていない場合
 - ②お客さまの都合により当行からの連絡を不要とされている場合
 - ③既に利用されているローンを延滞している場合

6. <サービス開始時期>

本サービスは、お客さまのお申込みに基づいてサービスを開始いたします。ただし、特典の種類によっては、お申込後当行で所定の登録手続きを行った日より開始する場合があります。

7. <サービスの変更・中止>

- (1) ①当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要

性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。

②前項による本規定の変更は、変更後の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

(2) 次に定める場合には、お客さまに通知することなく、本サービスを変更・中止できるものとします。

①当行所定の規定・規約等を履行されていない場合

②お取引項目数が0の状態が当行所定の期間を経過した場合

③サービス申込店でのお取引が解消になった場合

④その他相当の事由があると当行が判断した場合

8. <サービスの解約>

お客さまが本サービスを解約する場合は、当行所定の書面により、サービス申込店に解約の通知を行うこととします。

以 上

2023年10月2日現在